

水素・燃料電池教育出前講座推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、体験型講義により水素・燃料電池を身近に感じる機会を増やし、基幹産業を支える人材の確保を図るため、学校や社会教育施設等において行う水素・燃料電池を学ぶ出前講座に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国立大学法人山梨大学又は一般社団法人FCyFINE PLUS（以下「大学等」という）が学校や社会教育施設等において行う水素・燃料電池を学ぶ体験型出前講座とする。

(補助対象経費等)

第3条 この補助金は、補助事業を実施するために必要な経費であって、補助金交付の対象として知事が必要かつ相当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について交付する。

2 補助対象経費の区分、補助率及び上限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 大学等は、この補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、相当と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2）により大学等に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付すことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、大学等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第5号までにおいて同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第5号までにおいて同じ。）

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であって、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの

(5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号

までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
(7) 第2号から第6号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(申請の取下げ)

第6条 大学等は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(補助事業計画変更の承認)

第7条 大学等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、事業変更承認申請書(様式第3)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 大学等は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止(廃止)承認申請書(様式第4)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延の報告)

第9条 大学等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときにおいては、速やかに事業遅延等報告書(様式第5)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 大学等は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに事業状況報告書(様式第6)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 大学等は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等

を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第8）により大学等に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算払とする。

2 大学等は前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第9）を、知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事は、第8条の規定により補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）大学等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（2）大学等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）大学等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（5）大学等が、第5条第3項各号のいずれかに該当する場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、別に定めるものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の保管）

第15条 大学等は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

2 別表に定める固定経費の欄は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和6年3月31日までの間に交付決定された経費については、失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象経費	費目	内容	補助上限額
固定経費	単セルキット購入費	固体高分子型燃料電池セルの組立に必要な部品うち、再利用可能な部品の購入に要する経費	1式17,845円以内とし、100式を上限とする。
	ワニロクリップ購入費	電極に接続するワニロクリップの購入に要する経費	1個2,000円以内とし、100個を上限とする。
	稼働確認ツール購入費	稼働を確認するツールの購入に要する経費	1式10,500円以内とし、5式を上限とする。
変動経費	消耗品費	再利用できない物品として、知事が必要と認めた消耗品の購入に要する経費	受講生1人あたり3,615円以内とし、500人分を上限とする。
その他経費	知事が特に必要と認める経費		

※固定経費において購入した物品については、実習後、分解等し再利用すること。